

税理士による

7日間続けて相談会を開催!!

確定申告〔所得税・消費税〕 個別無料相談会



野田商工会議所では、『千葉県税理士会 柏支部』のご協力により
会員事業所の皆様に『確定申告〔所得税・消費税〕』が円滑に行える
ように、**税理士による個別無料相談会**を実施します。すでに申告書
作成済の場合は、提出前の確認としてもご利用頂けます。

お気軽にご利用下さい。

なお、事前予約は会員限定とします。また、申告書の提出等は
出来ませんのでご了承ください。

- ◎ 会員最優先
- ◎ 予約制(*会員のみのみ)

**土・日曜日も
相談会を開催!!**

開催日程	令和7年	2月12日(水)~2月18日(火) ※ 2月15日(土)・2月16日(日)も開催します。	10:00~15:00 但し、12:00~13:00は休憩	各日 相談員1名
相談会場	野田商工会議所 研修室他〔樺のホール 5階〕 ※ 駐車場に限りがありますので、お車でのご来場の際はご注意ください。			
相談内容	確定申告〔申告書の作成・所得税額の算出・消費税関係〕 ※ ご注意＞個人事業所及び代表者等の個人の申告に限らせていただきます。			
注意事項	①. ご持参していただくもの【<u>マイナンバーは記入しないでください</u>】 ☐ 確定申告書・青色申告決算書(もしくは収支内訳書) ☐ 月別集計表〔『収入金額』、『仕入金額』及び『必要経費』〕 ☐ 減価償却資産に変更〔取得・喪失〕がある場合は、金額が分かるもの ☐ 健康保険料〔国民健康保険・社会保険等〕及び介護保険料の金額が分かるもの ☐ 控除証明書〔国民年金・生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済等〕 ☐ その他〔住宅ローンの残高証明書・医療費の領収書等〕 ☐ 前年度の確定申告書・青色申告決算書(もしくは収支内訳書) ② 相談対象外 ☐ 『法人事業所』、『農業所得』、『譲渡所得』、『相続』等に関するご相談 ※ 非会員事業所等の「事前予約」等は、行っていません。			
その他	・提出前の確認にもご利用できます。			

【問合せ先】不明な点に付きましては、下記へご連絡ください。

野田商工会議所(平日 8:30~17:30)TEL04 (7122) 3585

相談希望の場合は、電話・FAX〔申込書は裏面です。〕等での事前予約【会員限定】を賜ります。

税理士による確定申告個別無料相談会申込書

《相談日程：令和7年2月12日(水)～2月18日(火)》

※ 事前予約は会員限定となります

※必ず事業所名をご記入して下さい。

事業所名			
氏名			
住所			
TEL		FAX	
相談内容	該当するものすべてに「✓」をして下さい。 ☐ 確定申告(☐ 個人事業所[☐ 青色・ ☐ 白色]・ ☐ 事業主等)の相談 ☐ 消費税の相談(☐ 簡易・ ☐ 本則)		

※ 非会員の場合は、随時入会可能です。
この機会に入会していただければ事前予約可能です。入会手続き等については、お気軽にご相談ください。～

相談希望日時 (希望日と時間帯に ☑して下さい)	第一希望	☐ 2/12(水) ☐ 2/13(木) ☐ 2/14(金) ☐ 2/15(土) ☐ 2/16(日) ☐ 2/17(月) ☐ 2/18(火) ☐ 10:00～ ☐ 10:40～ ☐ 11:20～ ☐ 13:00～ ☐ 13:40～ ☐ 14:20～	
	第二希望	☐ 2/12(水) ☐ 2/13(木) ☐ 2/14(金) ☐ 2/15(土) ☐ 2/16(日) ☐ 2/17(月) ☐ 2/18(火) ☐ 10:00～ ☐ 10:40～ ☐ 11:20～ ☐ 13:00～ ☐ 13:40～ ☐ 14:20～	
	第三希望	☐ 2/12(水) ☐ 2/13(木) ☐ 2/14(金) ☐ 2/15(土) ☐ 2/16(日) ☐ 2/17(月) ☐ 2/18(火) ☐ 10:00～ ☐ 10:40～ ☐ 11:20～ ☐ 13:00～ ☐ 13:40～ ☐ 14:20～	

※ 申込順に予約受付をさせていただきます。日程調整後、改めてご連絡いたします。
(調整の都合上、大変お手数ですが、第一希望から第三希望までご記入して下さい。)
(1回の相談時間は40分となります。)

《以下、事務処理欄》

会議所処理欄	受付日	月 日	受付担当	相談員名

☐受付後、確定日時を会員事業所に連絡。(/ 連絡者)